

せまた
せんまた
行きたい
行きたい

京都訴訟 原告が訴えたいこと（訴状の要約）

第1 原告について

原告は、昭和29年出生した。両親は昭和30年4月頃、原告が他の乳児と比べて発達が遅いと感じるようになった。昭和34年4月頃初診時の所見で、精神発達遅滞その他と診断された。

原告は公立中学校を卒業し、会社で菓子製造業務に従事するようになった。その後、複数の会社を経て、現在は作業所で清掃や菓子製造等の仕事に従事している。

原告は、昭和53年療育手帳の等級Bの認定を受け、平成11年には再判定により等級Aの認定を受けている。

原告は、京都家庭裁判所において禁治産の宣告を受け、平成6年10月13日に確定した。これによって原告は禁治産者となり、弁護士竹下義樹が後見人となった。

原告は、成年後見人が選任され

るまで、亡父とともに投票所に行き、選挙権を行使してきた。ところが、禁治産の宣告を受けると、公職選挙法（11条1項1号）により、選挙権を失った。

後見人弁護士竹下義樹は原告に、今後、選挙があっても投票することはできないことを説明した。原告は読み書きができ、日頃から新聞に目を通したり、テレビのニュースを見るなど、政治に関心を寄せている。特に、障害者に関する政治に注目しており、障害者施策に関する講演会があるときは、自ら積極的に参加している。

原告は「できるなら選挙に行きたい」とのことであった。ところが、原告は、本件提訴までの間、選挙権を行使することが出来なかった。

初めてこの裁判を傍聴する人に

- 日本の民事裁判は書面を出し合うだけで、5分で終わる。傍聴しても、何が行われているのかよく分からない。
- そこで、初めて傍聴する人は、この通信を持って行こう。原告の言いたいことが、一目で分かる。
- 訴状と、原告本人の意見陳述、後見人の意見陳述をまとめました。

メモ

次回も傍聴しましょう。知り合いと誘い合って来て下さい。
次は 第5回 5月16日 10時00分から 101号法廷



第2 選挙権の重要性

憲法は、15条3項において、公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障すると定め、さらに、44条ただし書において、両議院の議員の選挙人の資格については、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならないと定めている。

(1)選挙権は民主主義の根幹をなす権利である

国民の代表者である議員を選挙によって選定する国民の権利は、議会制民主主義の根幹を成す重要な基本的人権である。

(2)自己実現のために不可欠な権利である

選挙権を行使して国政に反映される過程は、自己統治としての意義を持つ一方、自ら選挙権を持つ者であり、主

権者であるという自覚は、自己実現としての意義を持つものである。選挙権は主権者であることの中心的権利であり、個人の尊厳（憲法13条）に直結する権利であって、この点からも極めて重要な権利であるといわなければならない。

(3)障害のある人にとって特別な権利である

国民は判断能力の有無・程度にかかわらず、平等に尊厳性を持った存在として扱われるべきものである。

障害があり、社会的な保障を必要とするいわばマイノリティーの利益は、多数者によっては代弁できないものであり、障害のある人自身が選挙権を行使することによって自らの自由権や社会権の実質的保障を図ることの持つ意味は極めて大きい。

第3 選挙権の剥奪は 成年後見制度の理念に反する

成年後見制度において要求される能力は、「精神上の障害により事理を弁識する能力」すなわち事理弁識能力であり、投票のための能力ではない。

現に、原告は禁治産者となる以前は、自分で新聞を読むなどして投票すべき候補者ないし政党を決め、自ら投票所において投票用紙に記入をした上で投票をしているのであり、成年被後見人だからといって投票が適切にできないということはないのである。

成年後見制度は、主として、契約等の財産行為を円滑になしうるための制度であり、その制度趣旨から見て、選挙権ないしその行使とは全く関係がない。

成年後見の申立てにあたって、申立書に過去の選挙権行使について記載するところはなく、また、添付する診断書では財産管理能力が問われているのみで、選挙に関する能力は一切問題とされていない。



3月は ひな人形を愛でる季節

成年後見申立ての有無により生じる不平等は深刻である。たまたま後見開始審判申立てを行った者については選挙権が奪われ、逆に事理弁識能力を欠く者であっても、後見開始審判申立てがなければ選挙権は認められる、という事態が現実が生じてしまう。

禁治産制度から成年後見制度への法改正は、判断能力が十分でない者自身の「権利擁護」のための制度であることを明確にした。同時に、「自己決定の尊重」「残存能力の活用」及び「ノーマライゼーション」の理念が、新しい成年後見制度の理念として掲げられることとなった。

ところが、選挙権剥奪は重大な権利侵害であり、制度理念と逆行する

。成年被後見人の選挙権は、一度失うと二度と取り戻せない。犯罪者や選挙犯罪を犯した者についても、選挙権は一時的にはく奪されるが、一定の期間経過後は選挙権を行使できる。しかし、成年被後見人は、失われた選挙権を期間経過により回復することも、民主制の過程で取り戻すこともできない。他方で、成年被後見人に、選挙権喪失に対する責任はない。このような成年被後見人に対する選挙権制限の実態に鑑みると、その制限が必要最小限であるとはいえない。

第4 結論 公職選挙法11条1項1号は違憲である

公選法11条1項1号は、その目的及び手段のいずれの点においても、成年被後見人を不当に差別しその選挙権を剥奪して制限選挙をもたらすものである点で憲法14条1項、15条3項及び44条ただし書に、

成年被後見人の公務員選定罷免権を奪う点で憲法15条1項に、

並びに、国会議員が成年被後見人も含む国民全体の代表たりえないとしている点で憲法43条1項に、そ

れぞれ明らかに違反する。

このように、本号は憲法及び条約に違反し無効である。

よって、原告は、憲法15条1項、3項等の憲法の諸規定、自由権規約25条及び公選法9条1項により、当然、衆議院議員の選挙及び参議院議員の選挙において選挙権を有するものである。

菜の花の 苦みと
釘煮は よく似合う



原告本人の 意見陳述

第1回公判

陳述書

私はお父さんが生きていた頃、選挙に行っていました。大体1人で選挙に行っていました。最後に選挙に行った日はおぼえていませんが、行かなくなってだいぶたちます。

私はテレビのニュースを見たり、新聞を読むことが好きです。政治に興味があるので、政治の記事をしっかりと読んでいます。私が最近気になるニュースは民主党の代表選びです。

少し前に、竹下先生から選挙に行きたいかと聞かれて、私は行きたいと答えました。もし、私が選挙に行くことが出来たら、障がい者のためになるようなことをしてくれる人を選びたいと思います。特に、若い人たちは日本のためにがんばってくれそうなので、若い人に投票しようと思います。

ですから、私に選挙権を返してください。

平成 23 年 8 月 23 日

裁判の経過

2011年

6月14日 訴状提出

8月25日 第1回公判

11月 1日 第2回公判

12月27日 第3回公判

2012年

2月29日 第4回公判

5月16日 第5回公判

原告の後見人、竹下弁護士の見解陳述

第1回公判

平成23年8月25日

意見陳述書

(竹下 義樹)

私は、被後見人 ○○ の両親から ○○ 君の将来を案じて後見人となることを依頼されました。両親はすでに他界してしまいましたが、両親は ○○ 君が両親の死後に一人暮らしとなることをとても心配しておられ、そうした将来への不安を払拭するために後見人を選任したのです。

ところが、公職選挙法は、本人の投票能力の有無を考慮することなく、一律に被後見人から選挙権を奪う制度となっているため、○○ 君は後見開始とともに選挙権を剥奪されてしまいました。

○○ 君は後見が開始するまでは繰り返し投票に出かけ選挙権を行使してきました。しかも、○○ 君は両親や第三者から指導を受けたりすることなく、自分で新聞を読み、自らの判断で投票していたのです。にもかかわらず、両親の将来への不安の解消と ○○ 君の権利擁護等を願って後見を開始したことが、そうした ○○ 君から投票権を奪うことになってしまったことは、後見人

を務めることになった私にとってもとても忍びがたい結果となってしまいました。私は、○○ 君の生活の維持と権利擁護のために後見人に選任されたはずなのに、日本国憲法の下でもっとも重要な原理である国民主権の発動としての選挙権を奪うことになったことに到底割り切れない思いです。

○○ 君の両親が他界している今日において、○○ 君の選挙権を回復するために後見を終了させることは、○○ 君を無権利状態に投げ出すことになるため、そうした手段をとることは絶対にできません。後見人としては、○○ 君の人間としての尊厳を回復し、国民の1人として投票の機会を回復するためには本訴を提起せざるを得なかったことを、裁判所におかれましては十分にご理解いただき、本件訴訟の審理を尽くしていただくことを、訴訟開始の冒頭にあたり強く要望します。

